

部内用

すぐに役立つ 生活安全・地域警察官

# 一件書類 記載例集

少年事件編

～改正少年法の解説と一件書類記載要領～

生活安全・地域実務研究会 編著

立花書房

すぐに役立つ 生活安全・地域警察官

# 一件書類 記載例集

少年事件編

～改正少年法の解説と一件書類記載要領～

生活安全・地域実務研究会 編著

## 推薦のことば

令和4年4月に施行された少年法等の一部を改正する法律は、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢が18歳に引き下げられたことなど近年の社会情勢の変化を踏まえ、18歳及び19歳の者について、引き続き少年法の適用対象としつつ、「特定少年」として各種の特例等を定め、更生保護法や少年院法等の関係法律においても所要の措置を講ずることとした。これにより、少年が犯した刑事事件については、当該少年の年齢が14歳未満の触法少年であるか、14歳から17歳であるか、18歳又は19歳の特定少年であるかに応じ、少年法等関連法令の下で異なる取扱いがなされることとなり、それを受けて、少年事件の捜査及び少年審判の実務にも大きな変化が生じることとなった。

改正法の施行から1年余りが経過し、改正法の下での実務の運用は徐々に落ち着きを見せているが、前記のとおり改正法の下で少年の年齢に応じて異なる手続や措置が定められていることに照らし、適正に捜査処理を遂行するためには、改正法の正確な理解が不可欠となる。

また、少年事件の事件数は、刑事事件の全体数と軌を一にして減少傾向にあるが、近時当庁に送致された少年事件を見ると、なお、少年がいわゆる「闇バイト」に応募し又は地元の人間関係を背景とするなどして、強盗や特殊詐欺など社会の耳目を集める事件に関わる例が後を絶たない。少年事件においても、適正な捜査に基づいて事案の真相を解明し、それを踏まえた適切な保護処分又は刑事処分がなされるべきことは成人の場合と異なるところがなく、それに加え、少年非行の背景にある家庭・生育環境など、少年の要保護性に係る証拠収集も求められる。

今回、立花書房編集部の馬場野武部長から本書の推薦のことばの執筆を依頼され、本書に目を通したが、本書は、少年法等の改正内容のうち警察業務に関連が深い部分について解説を加えた上、少年事件について、場面に応じ、留意すべき具体的な措置要領を的確に述べ、さらに、少年事件に多く見られる具体的な犯罪類型や少年の属性に応じ、捜査一件記録の記載要領を詳述するなど、優れて実践的で、実務上の有用性が高いものとなっており、その名のとおり、少年事件を取り扱う捜査等の現場で「すぐに役立つ」ものであると確信している。

少年事件の捜査等に携わられている警察官諸氏はもとより、少年事件に関わる関係者において、本書が必携の書として日頃の執務の参考になることを願うものである。

令和5年6月

東京地方検察庁刑事部副部長

早瀬 宏毅

# はしがき

少年法は、その目的を「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」(第1条)と規定している。

そういった意味で、犯罪行為者の処罰を主な目的として被疑者を特定し、国家の刑事訴追機関としての検察官に送致(送付)するという警察活動の中において、少年警察は、唯一、行為者の再犯防止と立ち直りのために捜査(調査)を行う役割を担っているといえる。したがって、このたびの少年法(特に、特定少年の取扱い)改正に当たって、国会等においてどのような議論がなされたのかということを知ったうえで、法律を適用する必要がある。

本書において、少年法はもとより、同時に改正された更生保護法や少年院法までを詳細に解説している理由もそこにある。読者にとっては、面倒くさがらず、条文改正の理由、新設の趣旨に目を通し、趣旨を理解したうえで、少年法を適切に運用していただきたい。

一方、そうはいつでも、捜査(調査)や保護処分は、少年に不利益を与えるものであることから、適正手続が要請されることは言うまでもない。

本書は、そういった意味において、少年を対象とした捜査(調査)活動を行うに際して、実務上の基本的な注意事項や、書類作成上の留意事項について、詳細に解説するとともに、具体的な事例に基づきながら、非行少年の強制捜査から触法調査、ぐ犯調査、不良行為少年発見時の措置まで、警察官が作成すべき各種の書類の作成要領について示している。

読者の皆様が、本書を参考にますます活躍されることを祈念してやまない。

令和5年6月

編 著 者

# 目 次

推薦のことば

はしがき

## 第1編 少年法及び関連法の改正

### 第1章 少年法改正の経緯

1 はじめに	2
--------	---

### 第2章 改正少年法の内容

1 少年法の適用対象年齢	3
2 少年法の構成	3

### 第3章 改正の要点（警察業務に関係が深い部分）

1 第2条（定義）	4
（1）改正の内容及び趣旨等、（2）「保護者」の定義	
2 第10条（付添人）	6
3 第11条（呼出し及び同行）	7
4 第49条（取扱いの分離）	8
5 第56条（懲役又は禁錮の執行）	9
6 第61条（ <del>記事等の掲載の禁止</del> ）	10
7 第62条（検察官への送致についての特例）	11
（1）第1項、（2）第2項	
8 第63条（選挙犯罪の検察官送致決定の特例）	15

9	第64条（保護処分についての特例）	17
	（1）第1項、（2）第2項、（3）第3項、（4）第4項、（5）第5項	
10	第65条（この法律の適用関係）	25
	（1）第1項、（2）第2項、（3）第3項、（4）第4項	
11	第66条（保護観察中の者に対する収容決定）	29
	（1）第1項、（2）第2項、（3）第3項	
12	第67条（特定少年に対する規定の適用関係）	32
	（1）第41条の適用除外（第1項）、（2）第43条第3項及び第48条第1項の適用除外（第1項及び第2項）、（3）第49条第1項から第3項まで並びに第56条第1項及び第2項の適用除外（第2項～第4項）、（4）第52条、第58条及び第59条の適用除外（第4項、第5項）、（5）第54条の適用除外（第4項）、（6）第60条の適用除外（第6項）	
13	第68条（推知報道の禁止の特例）	37
	（1）本条の趣旨等、（2）推知報道の禁止が解除される場合	

#### 第4章 更生保護法の改正（警察業務に関係が深い部分）

1	はじめに	39
2	第16条（所掌事務）	40
3	第41条（仮退院を許す処分）	41
4	第47条の2（収容中の特定保護観察処分少年の退院を許す処分）	42
5	第47条の3（準用）	43
6	第48条（保護観察の対象者）	44
7	第55条（特別遵守事項の通知）	45
8	第66条（少年法第24条第1項第1号の保護処分の期間）	46
9	第68条（家庭裁判所への通告等）	47
	（1）第2項、（2）第3項	
10	第68条の2（少年法第66条第1項の決定の申請）	49
	（1）本文、（2）ただし書	

11	第68条の3（留置）	50
	（1）第1項、（2）第2項及び第3項、（3）第4項	
12	第68条の4（収容中の特定保護観察処分少年の保護観察の停止）	53
13	第68条の5（収容中の特定保護観察処分少年に係る特別遵守事項の設定等）	55
	（1）少年院に収容中の当該少年に係る特別遵守事項の設定権者、（2）第3項	
14	第68条の6（収容時又は収容中における特定保護観察処分少年に係る少年院の長との連携）	57
	（1）第1項、（2）第2項	
15	第68条の7（収容中の特定保護観察処分少年の住居の特定）	59
16	第73条の2（少年法第64条第1項第3号の保護処分に付されている少年院仮退院者の仮退院の取消し）	61
	（1）第1項、（2）第2項	

## 第5章 少年院法の改正（警察業務に関係が深い部分）

1	第2条（定義）	63
2	第4条（少年院の種類）	65
	（1）第1項第1号、（2）第1項第5号	

## 第6章 犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の改正

1	はじめに	67
2	犯罪捜査規範の一部改正	68
	（1）特定少年に係る事件の新聞発表等に関する規定の整備、（2）特定少年に係る事件の送致先等に関する規定の整備、（3）関連事件の送致及び送付及び共通証拠物の取扱い	
3	少年警察活動規則の一部改正	72
	（1）特定少年に係る継続補導等に関する規定の整備、（2）児童虐待を受けたと思われる児童等に関する規定の整備	



# 第2編 少年事件等の具体的措置要領

## 第1章 少年事件の送致

1 はじめに .....	78
--------------	----

## 第2章 少年事件の送致（付）の区分

第1 少年の送致（付） .....	79
1 禁錮以上の刑に当たる事件 .....	79
2 罰金以下の刑に当たる事件 .....	80
(1) 罰金以下の刑に当たる一般事件、(2) 罰金以下の刑に当たる告訴・告発、自首事件	
3 関連事件の送致（付） .....	81
(1) 数個の少年事件が関連する場合、(2) 少年事件と非少年事件が関連する場合	
4 年齢切迫少年の送致（付） .....	84
5 勾留請求を行う少年被疑者の送致（付） .....	85
(1) 勾留請求を行う場合、(2) 2人以上の少年事件を一括身柄送致して、その一部について勾留請求を行う場合	
6 共通証拠物の取扱い .....	85
(1) 関連する数個の少年事件のうち、一方を検察官に他方を家庭裁判所に送致（付）する場合、(2) 少年事件と非少年事件が関連する場合	

第2 簡易送致	86
1 簡易送致適用基準	87
(1)実質的要件、(2)形式的要件	
2 簡易送致の適否の判断	90
(1)重要窃盗犯、(2)被害品が自動二輪車及び原動機付自転車である窃盗又は遺失物等横領、(3)性的な動機のある犯罪、(4)中学生の深夜の非行、(5)悪質な交通法令違反等の非行歴がある場合	
3 簡易送致の要領	92
(1)送致区分、(2)送致要領	
4 事後の措置	93
(1)被疑者に対して嚴重に訓戒を与えて将来を戒めること、(2)親権者、雇い主、その他少年を監督する地位にある者、又はこれらの者に代わるべき者を呼出し、将来の監督について必要な注意助言を与えて、その請書を徴すること、(3)被疑者及び保護者等に対して、被害者に対する被害の回復、謝罪その他適当な方法を講ずるように諭すこと、(4)犯罪供用物がある場合には、少年又は保護者をして任意にこれを処分させるなど、適切な措置を講ずること	
5 書類の具体的作成要領	94
(1)少年事件簡易送致書・捜査報告書、(2)供述調書、(3)被害届、任意提出書、領置調書、被害品確認・還付請書、(4)現場・被害額確認報告書、(5)捜査報告書	
6 簡易送致の適用に関して注意すべき点	100
(1)適正かつ迅速な事件選別及び処理、(2)各種照会の徹底、(3)補充捜査への対応、(4)犯罪少年に対する再非行防止のための適切な補導	

<b>第3 触法事案の処理</b> .....	101
1 触法少年 .....	101
2 触法少年事件の調査 .....	102
(1)触法少年事件であることが明らかな場合、(2)触法少年事件かどうか判明しない場合、(3)犯罪少年と触法少年の共犯事件の場合	
3 触法少年事件の処理要領 .....	103
(1)児童相談所長への送致、(2)児童相談所長への通告、(3)緊急に保護を要する場合の措置、(4)送致と通告の関係、(5)送致・通告先、(6)強制の措置、(7)所持物件の措置、(8)関係書類の作成	

### 第3章 ぐ犯少年の処理

<b>第1 ぐ犯少年保護制度</b> .....	110
1 ぐ犯少年保護制度の趣旨 .....	110
2 ぐ犯少年の意義 .....	111
<b>第2 ぐ犯要件</b> .....	111
1 ぐ犯事由 .....	111
(1)保護者の正当な監督に服さない性癖のあること、(2)正当な理由がなく家庭に寄りつかないこと、(3)犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りすること、(4)自己又は他人の特性を害する行為をする性癖のあること	
2 ぐ犯性 .....	114
(1)性格、(2)環境、(3)性格、環境、(4)将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある、(5)ぐ犯性の立証	
3 要保護性 .....	117

<b>第3</b>	<b>ぐ犯事案の処理</b> .....	118
1	ぐ犯調査 .....	118
2	ぐ犯調査の基本 .....	118
3	調査すべき事項 .....	119
4	ぐ犯少年の送致・通告 .....	119
	(1)14歳以上18歳未満のぐ犯少年の家庭裁判所送致、(2)14歳以上の18歳未満のぐ犯少年の児童相談所通告、(3)低年齢少年のぐ犯少年の児童相談所通告	
5	少年についての緊急措置 .....	120
	(1)保護する部屋、(2)少年に対する注意、(3)保護者等連絡	
6	ぐ犯事実と犯罪(触法)事実が競合する場合 .....	121
7	所持物件の措置 .....	122

## **第4章 不良行為少年の補導活動**

<b>第1</b>	<b>不良行為少年の意義</b> .....	123
<b>第2</b>	<b>不良行為少年取扱いの基本</b> .....	123
<b>第3</b>	<b>不良行為少年の措置</b> .....	124
1	少年補導の法的根拠 .....	124
2	現場限りの措置 .....	124
3	連絡措置 .....	125
	(1)家庭連絡、(2)学校連絡、(3)職場連絡	
4	引き渡し .....	129
	(1)保護者等に身柄の引き渡しを必要とするものについて、(2)身柄引渡に当たっての留意事項	

5	所持物件の措置	130
	(1)少年の非行防止上、所持させておくことが適当でないと思われる物件について、(2)措置要領	
6	少年補導票の作成	131
	(1)少年補導票の作成範囲、(2)少年補導票の作成、(3)記載事項の審査等	
7	サイバー補導	134
	(1)意義、(2)実施要領	

## 第5章 捜査書類の作成

第1	捜査書類の一般的要件	136
1	司法警察職員が作成する捜査書類	136
	(1)作成年月日の記載、(2)作成者の署名・押印、(3)作成者の所属官公署の表示、(4)毎葉の契印、(5)文字の改変	
2	私人が作成する書類	139
	(1)作成年月日を記載し、作成者の署名・押印をしなければならない、(2)署名することができないときは、他人に代書させ、押印することができないときは、指印しなければならない、(3)他人に代書させた場合には、代書した者がその理由を記載して署名・押印しなければならない	
第2	捜査書類作成上の一般的注意	140
1	ありのままに記載すること	140
2	具体的かつ詳細に書くこと	140
3	順序正しく整然と記載すること	140
4	捜査者・処分者自らが作成すること	141
5	書類の作成は速やかに行うこと	141

第3 「犯罪の情状等に関する意見」の記載要領 …………… 141

- 1 犯罪情状等意見を記載する上での留意事項 …………… 142
  - (1)重要な情状は詳細かつ強調して記載すること、(2)具体的に記載すること、(3)被疑者に有利な情状も記載すること、(4)事実に応じてメリハリをつけること
- 2 具体的記載要領 …………… 143
  - (1)犯罪の情状として考慮すべき事項、(2)処分に対する意見
- 3 犯罪の情状等に関する意見に係る定型様式の運用方法等 …… 146
  - (1)定型様式、(2)送致(付)書等の情状等意見欄、(3)交通部門から送致する際、(4)事件に応じて該当のない項目、(5)「その他」欄、(6)「今後の捜査等に関する連絡」(いわゆる検事連絡メモ)に記載すべき内容

第4 パソコン等を利用して捜査書類を作成する場合の留意事項… 147

- 1 一般的留意事項 …………… 147
  - (1)所定の様式に沿って作成すること、(2)一般的要件を遵守すること、(3)正確な文字を記載すること、(4)捜査書類を謄(抄)本化する場合は、必ず原本から作成すること、(5)作成後の点検を確実に行うこと、(6)情報の漏洩防止に万全を期すること
- 2 供述調書を作成する場合において特に留意する事項…………… 149
  - (1)供述内容の読み聞かせ又は閲覧は、印字した供述調書そのものを示して行うこと、(2)供述者が内容の訂正を申し出た場合は、手書きで所要の加除訂正を行うこと、(3)供述調書の奥書は手書きで行うこと、(4)作成者及び供述者の署名は必ず自書させること、(5)パソコン等を使用して被疑者供述調書を作成する場合は、補助者を置き、被疑者事故防止に努めること

# 第3編 少年事件強制捜査一件書類記載要領

## 想定事例1 窃盗(万引き) 常人逮捕 ..... 152

少年事件送致書(様式第55号その1、その2)、犯罪の情状に関する意見の定型様式(少年用)(都道府県で定めた様式)、書類目録(様式第52号)、現行犯人逮捕手続書(乙)(様式第18号)、弁解録取書(様式第19号別紙)、捜査報告書(窃盗被疑事件捜査報告書)、供述調書(甲)(様式第8号)被疑者(身上)、供述調書(甲)(様式第8号)被疑者(被疑事実)、取調べ状況報告書(別記様式第16号)、供述調書(乙)(様式第9号)被害者、被害届(別記様式第1その1、その2)(警視庁万引き専用)、実況見分調書(甲の1)((簡)様式第5号その1、その2)、任意提出書(様式第21号)、領置調書(甲)(様式第22号)、被害品確認答申書、還付請求書(様式第37号)、非行歴照会結果報告書、補導歴照会結果報告書、電話による本籍照会について(別記様式)、身上調査表(省略)、処分結果通知書(省略)、少年事件処分結果通知書(様式第16号)(省略)

## 想定事例2 窃盗(ひったくり) 通常逮捕 ..... 193

少年事件送致書(様式第55号その1、その2)、書類目録(様式第52号)、犯罪の情状に関する意見の定型様式(少年用)(都道府県で定めた様式)、捜査報告書(窃盗被疑事件捜査報告書)、通常逮捕手続書(甲)(様式第13号)、弁解録取書(様式第19号、別紙)、供述調書(甲)(様式第8号)被疑者(身上)、取調べ状況報告書(別記様式第16号)、供述調書(甲)(様式第8号)被疑者(被疑事実)、取調べ状況報告書(別記様式第16号)、被害届(別記様式第6号その1、その2)、供述調書(乙)(様式第9号)被害者、実況見分調書(甲の1)((簡)様式第5号その1、その2)、供述調書(乙)(様式第9号)目撃者、被疑者友人、非行歴照会結果報告書、補導歴照会結果報告書、身上調査照会書、身上調査照会回答書(様式第50号)(別添省略)、身上調査表(省略)、逮捕状請求書(甲)(様式第11号)、逮捕状(省略)、処分結果通知書(省略)、少年事件処分結果通知書(様式第16号)(省略)

## 第4編 少年事件任意捜査一件書類記載要領

### 想定事例3 窃盗（万引き） ..... 246

少年事件簡易送致書・捜査報告書（細目別記様式第15号）、捜査報告書（細目別記様式第15号の5）、供述調書（細目別記様式第15号の2警視庁万引き専用様式）、取調べ状況報告書（別記様式第16号）、被害届、目録（細目別記様式第15号の3）、現場確認報告書（細目別記様式第15号の4）、捜査報告書（細目別記様式第15号の5）、非行歴照会結果報告書、補導歴照会結果報告書、身上調査表（少年カード：警視庁様式）、戸籍謄本（省略）、身柄請書（省略）

### 想定事例4 窃盗（自転車盗）共犯事件 ..... 261

少年事件簡易送致書・捜査報告書（細目別記様式第15号）、少年事件簡易送致書・捜査報告書（細目別記様式第15号）、捜査報告書（細目別記様式第15号の5）、供述調書（細目別記様式第15号の2）、取調べ状況報告書（別記様式第16号）、供述調書（細目別記様式第15号の2）、取調べ状況報告書（別記様式第16号）、被害届、任意提出書、領置調書、被害品確認・還付請書、目録（細目別記様式第15号の3）、現場確認報告書（細目別記様式第15号の4）、非行歴照会結果報告書、補導歴照会結果報告書、非行歴照会結果報告書、補導歴照会結果報告書、身上調査表（省略）、身上調査表（省略）

### 想定事例5 詐欺（無銭飲食） ..... 276

少年事件簡易送致書・捜査報告書（細目別記様式第15号）、捜査報告書（細目別記様式第15号の5）、供述調書（細目別記様式第15号の2）、取調べ状況報告書（別記様式第16号）、被害届（細目別記様式第15号の3）、現場確認報告書（細目別記様式第15号の4）、非行歴照会結果報告書、補導歴照会結果報告書、身上調査表（省略）



**想定事例6 占有離脱物横領（自転車）** ..... 285

少年事件簡易送致書・捜査報告書（細目別記様式第15号）、捜査報告書（細目別記様式第15号の5）、供述調書（細目別記様式第15号の2）、取調べ状況報告書（別記様式第16号）、被害届（謄本）、任意提出書、領置調書、被害品確認・還付請求書、目録（細目別記様式第15号の3）、現場・被害額確認報告書（細目別記様式第15号の4）、非行歴照会結果報告書、補導歴照会結果報告書、身上調査表（省略）

**想定事例7 占有離脱物横領、盗品譲受け等（自転車）関連事件** ... 295

少年事件簡易送致書・捜査報告書（細目別記様式第15号）、少年事件簡易送致書・捜査報告書（細目別記様式第15号）、捜査報告書（細目別記様式第15号の5）、供述調書（細目別記様式第15号の2）、取調べ状況報告書（別記様式第16号）、供述調書（細目別記様式第15号の2）、取調べ状況報告書（別記様式第16号）、被害届（謄本）、任意提出書、領置調書、被害品確認・還付請求書、目録（細目別記様式第15号の3）、現場・被害額確認報告書（細目別記様式第15号の4）、現場確認報告書（細目別記様式第15号の4）、非行歴照会結果報告書、補導歴照会結果報告書、非行歴照会結果報告書、補導歴照会結果報告書、身上調査表（省略）、身上調査表（省略）

**想定事例8 暴行** ..... 312

少年事件簡易送致書・捜査報告書（細目別記様式第15号）、捜査報告書（細目別記様式第15号の5）、供述調書（細目別記様式第15号の2）、取調べ状況報告書（別記様式第16号）、供述調書（乙）（様式第9号）、被害届（細目別記様式第15号の3）、現場確認報告書（別記様式細目第15号の4）、非行歴照会結果報告書、補導歴照会結果報告書、身上調査表（省略）

**想定事例9 軽犯罪法違反（凶器携帯）** ..... 323

少年事件簡易送致書・捜査報告書（別記様式第22号）、捜査報告書（細目別記様式第15号の5）、供述調書（細目別記様式第15号の2）、取調べ状況報告書（別記様式第16号）、任意提出書、領置調書、還付請書、目録（細目別記様式第15号の3）、捜査報告書（細目別記様式第15号の5）、非行歴照会結果報告書、補導歴照会結果報告書、身上調査表（省略）

**想定事例10 触法少年による窃盗（万引き）児童通告** ..... 332

児童通告書（訓令別記様式第37号）、触法事案調査報告書、任意提出書（別記様式第4号）、申述書（別記様式第8号）、領置調書（甲）（別記様式第5号）、還付請書（別記様式第16号）、送致・通告児童措置結果通知書（別記様式第7号）、触法少年事件処理簿（別記様式第44号）

**想定事例11 ぐ犯送致** ..... 345

ぐ犯少年事件送致書（別記様式第33号）、書類目録（別記様式第31号）、ぐ犯事件調査報告書、申述書（別記様式第8号）、供述調書（乙）（様式第9号）、非行歴照会結果報告書、補導歴照会結果報告書、電話による本籍照会について（別記様式）、身上調査依頼書（謄本）（省略）、身上調査回答書（省略）、身上調査表（省略）、[参考資料] 少年補導票（別記様式第12号、警視庁様式）

**すぐに役立つ 生活安全・地域警察官  
一件書類記載例集〔少年事件編〕**  
～改正少年法の解説と一件書類記載要領～

**第1編 少年法及び関連法の改正**

# 第1章 少年法改正の経緯

## 1 はじめに

平成26年6月、「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成26年法律第75号）の改正を契機に、平成27年6月17日、選挙権年齢を18歳以上に引き下げることなどを内容とする「公職選挙法の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）が成立し、昭和20年以来70年ぶりに選挙権を有する者の年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられた。

同法の附則第11条で、「国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされた。

こうしたことを踏まえ、平成30年6月、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が公布され、令和4年4月1日から施行された。

また、令和3年5月、18歳及び19歳の者を特定少年とする等を内容とする少年法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行された。

## 第2章 改正少年法の内容

### 1 少年法の適用対象年齢

本改正では、18歳及び19歳の者について、責任ある主体として積極的な社会参加を期待される立場となる一方で、成長途上にあり、可塑性を有することを踏まえ、その改善更生を図るため、家庭裁判所に全件を送致し、原則として保護処分を行うという、少年法（以下、本章及び次章において少年法の条文を引用する場合は、法律名を省略する。）の基本的枠組みを維持することから、「20歳未満の者」とする少年の定義（第2条第1項）は変更されず、これらの者は「特定少年」として引き続き少年法の適用対象とされた。

### 2 少年法の構成

18歳及び19歳の者は、憲法改正についての国民投票権を与えられた上、公職選挙法等一部改正法により選挙権を与えられ、国政に参画する権利を得るとともに、国会議員の選挙という公務に参画する責務を負うこととなった。

そこで、本改正により、少年法においても、これらの者についてその立場に応じた取扱いをするための特例が設けられたが、これらの特例には様々なものがあり、新たに章を設けてまとめて規定することが、その取扱いの全体的な把握に資するためにも適当であると解されたことから、「第5章」として、「特定少年の特例」と題する特例が新設された。

したがって、特定少年に対しても、第5章に特例が設けられていない限りは、第1章から第4章までの規定がそのまま適用される。

◀また、これらの者は、民法一部改正法により、成年として、経済取引の自由を認められるとともに、親権者の監護権から外れ、自律的な法的主体となった。

# 第3章 改正の要点 (警察業務に関係が深い部分)

## 1 第2条

←定義。

(定義)

第2条 この法律において「少年」とは、20歳に満たない者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。



下線部分が改正部分である。

### (1) 改正の内容及び趣旨等

改正前の本条第1項は、「この法律で『少年』とは、20歳に満たない者をいい、『成人』とは、満20歳以上の者をいう。」と規定していたが、このうち「成人」の定義に係る部分が削除された。

平成20年法律第71号による改正前の少年法には、第3章として「成人の刑事事件」の章が設けられ、少年の福祉を害する罪を犯した成人の刑事事件に関する規定が置かれていた。

同改正により、「成人の刑事事件」の章は削除された一方で、「成人」の定義規定は存置されたが、少年法上、「成人」の文言は、収容の分離について規定する第49条第3項においてのみ用いられる状態になっていたところ、民法一部改正法により成年年齢が引き下げられ、民法上の「成年」と少年法上の「成人」とは年齢が一致しないこととなり、両者の異同について国民の理解に混乱が生じることが懸念されたことから、本改正により、「成人」の定義が削除された。

## 第2編 少年事件等の具体的措置要領

---

# 第1章 少年事件の送致

## 1 はじめに

20歳以上の者の刑事事件は、その多くが微罪処分や検察官による起訴猶予によって終結し、裁判所に公訴を提起される事件は数的には少ない。

一方、20歳に満たない者の事件は、いかに軽微な事件であっても、また、どのような機関が発見したかを問わず、特定少年の特例を除き、すべての事件を家庭裁判所に送致、通告することとされている。

つまり、司法警察員及び検察官は、20歳に満たない者の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、特定少年の特例を除き、そのすべてを司法警察員は検察官又は家庭裁判所に、検察官は家庭裁判所にそれぞれ送致しなければならない。

また、18歳に満たない者については、犯罪の嫌疑がない場合でも審判に付すべき事由があると思料するときは、家庭裁判所に送致することが義務づけられている。

これが、「少年事件の全件送致主義」と呼ばれるものである。

←少年法第41条、第42条。

←なお、少年事件については、「簡易送致」が認められているが、これは、全件送致主義の原則の範囲内で簡易な方式を認めたとに過ぎない実務上の措置であって、微罪処分のように警察限りで事件を終結させるものではない。



## 第2章 少年事件の送致（付）の区分

### 第1 少年の送致（付）

注意すべきは、少年法の適用年齢及び全件送致は依然として維持されているということである。

少年法第41条は、「司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑に当たる犯罪の嫌疑があると思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない。」と、同法第40条は、「少年の刑事事件については、この法律で定めるものの外、一般の例による。」と規定している。

そして、同法第67条第1項の規定により、同法第41条の規定は、特定少年に係る事件については適用されないこととされ、司法警察員は、特定少年にかかる事件は、捜査を遂げた結果、罰金以下の刑に係る事件であっても刑訴法第246条に従って検察官に送致しなければならないこととされた。

つまり、送致先が家庭裁判所から検察官に変わっただけで、全件送致は維持されている。

以下、18歳に満たない少年の事件の送致（付）について述べるが、特定少年の特例と混同しないように注意されたい。

#### 1 禁錮以上の刑に当たる事件

法定刑が禁錮以上の刑に当たる少年事件は、検察官に送致しなければならない。

すなわち、少年法第40条が「同法に規定していること以外は一般の例による」旨の規定していることに従って、禁錮以上の刑に当たる事件の送致は、刑訴法第246条により、検察官に送致することとなる。

←少年法第40条、刑訴法第246条、犯捜規第210条第1項。

## 2 罰金以下の刑に当たる事件

### (1) 罰金以下の刑に当たる一般事件

司法警察員は、少年事件の捜査を遂げた結果、罰金以下の刑に当たる犯罪の嫌疑があると思料するときは、これを検察官に送致せず、家庭裁判所に直接送致しなければならないとされている。

実務上、いわゆる「家裁直送事件」と呼ばれているものだが、少年法第20条により、18歳に満たない少年は、罰金以下の軽微な事件は検察官に逆送されることはあり得ず、かかる事件には公訴官たる検察官が関与しなくても不都合がないことから、できるだけ早く家庭裁判所の保護手続に係属させるため、検察官を経由しないまま、家庭裁判所へ直送することとしたものである。

このため、家庭裁判所へ直送する事件については、原則として、勾留はあり得ないこととなる。

繰り返しになるが、第1編第3章12(1)で説明したとおり、特定少年の事件は、罰金以下の刑に当たる罪であっても検察官に送致しなければならない。

家庭裁判所へ事件を直接送致する場合の手続については、少年法第40条により、刑訴法第203条第1項(時間の厳守)中、「検察官に送致する手続」を「家庭裁判所に送致する手続」と読み替え、同条第3項(制限時間を超えた場合の身柄釈放)中、「送致の手続」は、家庭裁判所に対する送致の手続を意味することとなる。

したがって、刑訴法第205条(検察官のいわゆる72時間以内の勾留請求時間厳守)や同法第206条(制限時間の不遵守と免責)等の規定の準用はないので、身柄付きで家庭裁判所に直送する場合には、逮捕後、48時間以内に身柄と送致書類が家庭裁判所に到着していなければならない。

←少年法第41条、犯捜規第210条第1項。

←少年法第41条。

## 第3編 少年事件強制捜査一件書類記載要領

---

## 想定事例1 窃盗（万引き）常人逮捕

令和〇〇年2月1日午後4時30分頃、中学3年生の山田一郎（15歳）が、東京都〇〇区新宿2丁目3番4号のAビル1階××書店で写真集3冊（定価合計15,000円）を万引きし、私服ガードマンに常人逮捕された。

山田は、非行歴3件（車上ねらい、オートバイ盗、恐喝）、補導歴5件（喫煙2件、深夜徘徊3件）があり、現在保護観察処分中で、万引きの目的は、本を古書店に転売して小遣い金を稼ぐためと供述している。

山田が小学校1年生のときに両親が離婚し、その後、実母の山田洋子（45歳）に引き取られて育てられているが、母親がスーパーの店員として夜遅くまで働いているため、ほとんど放任状態で監護能力に乏しい。

### 【作成書類】

- 少年事件送致書（様式第55号その1、その2）
- 犯罪の情状に関する意見の定型様式（少年用）（都道府県で定めた様式）
- 書類目録（様式第52号）
- 現行犯人逮捕手続書（乙）（様式第18号）
- 弁解録取書（様式第19号別紙）
  
- 捜査報告書（窃盗被疑事件捜査報告書）
- 供述調書（甲）（様式第8号）被疑者（身上）
- 供述調書（甲）（様式第8号）被疑者（被疑事実）
- 取調べ状況報告書（別記様式第16号）
- 供述調書（乙）（様式第9号）被害者
  
- 被害届（別記様式第1その1、その2）（警視庁万引き専用）
- 実況見分調書（甲の1）（（簡）様式第5号その1、その2）
- 任意提出書（様式第21号）
- 領置調書（甲）（様式第22号）
- 被害品確認答申書

- 還付請書（様式第37号）
- 非行歴照会結果報告書
- 補導歴照会結果報告書
- 電話による本籍照会について（別記様式）
- 身上調査表（省略）
  
- 処分結果通知書（省略）
- 少年事件処分結果通知書（様式第16号）（省略）

(その1)

様式第55号(刑訴第203条,第211条,第216条,第242条,第246条)

関		主任検察官			
不拘束	通常	緊急	現行		
告訴	告発	自首			
<b>少年事件送致書</b>					
		送(〇〇少)第〇〇号			
		令和〇〇年2月3日			
東京地方検察庁					
検察官検事正 〇〇〇〇殿					
		警視庁 〇〇警察署 長			
		司法警察員 警視正 〇〇〇〇			
		㊟			
下記被疑事件を送致する。					
検番号 罪名、罰条	被疑者の住居、氏名、年齢等	前科	身上	逮捕の日時	身柄連行
検第 号 窃盗 刑法第235条	住居 東京都〇〇市町田2丁目3番4号 〇〇市管住宅5号棟202号室 ふりがな やま だ いち ろう 氏名 山 田 一 郎 平成〇〇年5月5日生(15歳)性別 男 外国人登録 年 月 No.	添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	2月 1日 午後4時 35分	有 無
検第 号	住居 ふりがな 氏名 年 月 日生( 歳)性別 外国人登録 年 月 No.	添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	月 日 午 時 分	有 無
検第 号	住居 ふりがな 氏名 年 月 日生( 歳)性別 外国人登録 年 月 No.	添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	月 日 午 時 分	有 無
保護者	住 居	職 業	氏 名 ・ 年 齢	少年との続柄	
	少年に同じ	会社員	山田洋子 (45歳)	実母	
			( 歳)		
			( 歳)		
捜査主任官の職氏名		警部補 吉田 健児		警電 〇〇〇〇-〇〇〇〇	

(注意) 1 送致と送付に兼用する。

2 左上欄外及び前科、身上、身柄連行欄の各該当部分に赤○を付け、かつ、前科・身上照会中の場合は、月日を記入すること。

<p>1 犯罪発覚の端緒</p> <p>常人逮捕による。</p>	
<p>2 余罪の有無</p> <p>あり</p>	
<p>3 関連する事件につき、被疑者の氏名、逃走中、取調中、送致未送致の別、送致年月日等</p> <p>なし</p> <p>(検 番            号)</p>	
<p>4 犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見</p> <p>1. 犯罪事実</p> <p>被疑者は、令和〇〇年2月1日午後4時30分頃、東京都〇〇区新宿2丁目3番4号Aビル1階××書店において、同店店長小島良子(50歳)管理にかかる写真集3冊(定価合計15,000円)を窃取したものである。</p> <p>2. 犯罪の情状等に関する意見</p> <p>被疑者は、勉強嫌いのため、中学入学後、授業についていけず、学校をさぼってはゲームセンターに入りびたり、過去にゲーム代欲しさからの車上ねらいや恐喝など非行歴3回を有するほか、深夜俳諧や喫煙の補導歴が5回あり、現在保護観察処分中である。</p> <p>被疑者が小学校1年生のときに両親が離婚し、その後母親に育てられているが、母親はスーパー店員として夜遅くまで働いており、監護能力が乏しい。</p> <p>性格の矯正と環境の調整のため、第1種少年院(一般短期)処遇が相当と認められる。</p> <p>注1 少年院法の改正により、令和4年4月から少年院の種類が変更になっている(65頁参照)。</p> <p>注2 警視庁の場合は、別紙「犯罪の情状に関する意見」のとおり。</p> <p>※ 警視庁の場合は、「別紙のとおり」と記載し、少年用の「犯罪の情状等に関する意見」に係る定型様式を添付する。</p> <p>ただし、重大事件や社会的反響の大きい事件、被疑者の身分、犯行方法が特異な事件等で定型様式によりがたい場合又は追送致(付)書において情状等意見を「第1回送致(付)事件に同じ」などとして送致(付)する場合は定型様式を用いずに従来どおり文章により記載することも可能である。</p>	
<p>指紋資料 作成番号</p>	<p>年 号</p>

★本書に関するお問い合わせは、下記 URL を御参照ください。  
<https://ssl.tachibanashobo.co.jp/contact/index.php>

部内用

すぐに役立つ 生活安全・地域警察官 一件書類記載例集  
【少年事件編】 ～改正少年法の解説と一件書類記載要領～

---

令和5年8月15日 第1刷発行

編者	生活安全・地域実務研究会
発行者	橘 茂 雄
発行所	立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町3-28-2  
電話 03-3291-1561 (代表)  
FAX 03-3233-2871  
<https://tachibanashobo.co.jp>

---